

平成 28 年分以後の所得税に適用される給与所得者の特定支出の控除の
特例の概要等について（情報）

目 次

第 1	解説編	
1	特定支出控除が受けられる場合	2
2	特定支出の種類と内容	3
3	特定支出控除を受けるための手続	8
第 2	質疑応答編	
1	その年中の特定支出の額(前払をした特定支出)	12
2	特定支出となる支出から除かれる部分	13
3	補填される部分の金額の見込控除	14
4	研修費(キャリアコンサルティング費用)	15
5	資格取得費(法科大学院の費用)	16
6	勤務必要経費・図書費の意義(媒体)	17
7	勤務必要経費・図書費の意義(雑誌)	18
8	勤務必要経費・図書費の意義(定期刊行物)	19
9	勤務必要経費・図書費の意義(新聞購読費)	20
10	勤務必要経費・衣服費の意義(社内規定)	21
11	勤務必要経費・衣服費の意義(私用兼用衣服1)	22
12	勤務必要経費・衣服費の意義(私用兼用衣服2)	23
13	勤務必要経費・交際費等の意義(要件)	24
14	勤務必要経費・交際費等の意義(職務上関係のある者)	25
15	給与所得と雑所得等に係る支出	26
16	給与所得控除との選択替え	27
第 3	様式編	
1	給与所得者の特定支出に関する明細書	29
2	特定支出(通勤費)に関する証明書	33
3	特定支出(転居費)に関する証明書	35
4	特定支出(研修費)に関する証明書	37
5	特定支出(資格取得費)に関する証明書	39
6	特定支出(帰宅旅費)に関する証明書	41
7	特定支出(勤務必要経費(図書費))に関する証明書	43
8	特定支出(勤務必要経費(衣服費))に関する証明書	45
9	特定支出(勤務必要経費(交際費等))に関する証明書	47
10	搭乗・乗車・乗船に関する証明書	49

※ この情報は、平成 28 年 8 月 31 日現在の法令等に基づいて作成しています。

この情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示します。

所法	所得税法
所令	所得税法施行令
所規	所得税法施行規則